

別紙

諮問第665号

答 申

1 審査会の結論

「私が平成26年〇月〇日〇〇警察署〇〇課に提出した上申書」について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成26年〇月〇日〇〇警察署〇〇課に提出した上申書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年6月22日付けで行った開示請求却下処分について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人が上申書を提出した事件は、不起訴処分とされているため、当該事件の記録の開示を認めても、関係者の生命身体の安全や生活の平穩を害するおそれはないと言える。

当該事件は、不起訴処分とされて捜査は終了しており、開示されても警察等捜査機関の捜査には影響しない。

よって、開示による関係者への不利益は考えられないことと比較して、開示することにより別事件の真相究明という必要性が認められることから、本件開示を求めるものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報の内容については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2において、条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報である。

(2) 本件上申書が訴訟に関する書類に該当することについて

刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章…の規定は、適用しない。」と規定しているところ、刑事訴訟法47条が同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される（東京都個人情報保護審査会答申第432号参照）。さらに、「訴訟に関する書類」の写しについても、それが実質的に原本と同一の内容を有するものである以上は、刑事訴訟法等の制度内における開示・非開示の判断、開示手続等に服させることが適当であることから、同様に「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される（東京都個人情報保護審査会答申第417号参照）。

(3) 本件処分の妥当性について

本件開示請求に係る上申書は、審査請求人が作成した特定の事件に関するものであり、〇〇警察署長が当該事件に係る書類として検察官に送致したものである。

よって、当該上申書は、同人の個人情報であると認められるものの、上記のとおり「訴訟に関する書類」に該当することから、実施機関が行った本件処分は適切かつ妥当なものである。

なお、審査請求人は、開示による関係者への不利益は考えられないことと比較して、

開示することにより事件における真相究明という必要性が認められることから、本開示を求めるものであるなどと主張するが、実施機関の判断を左右するものではない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月 9日	諮問
平成31年 2月 8日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 6月24日	新規概要説明（第134回第三部会）
令和 元年 7月29日	審議（第135回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求に係る対象保有個人情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、「私が平成26年〇月〇日〇〇警察署〇〇課に提出した上申書」に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

イ 条例の定めについて

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定している。

ウ 本件対象保有個人情報の開示請求却下の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報について、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、条例30条の2において条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報であるとして開示請求を却下していることから、審査会は、その妥当性について検討する。

(ア) 「訴訟に関する書類」の意義について

刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）4章…の規定は、適用しない。」と規定している。

「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解される。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」でなく「訴訟に関する書類」と規定しているところ、同法47条が同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

さらに、「訴訟に関する書類」の写しについても、それが実質的に原本と同一の内容を有するものである以上は、刑事訴訟法等の制度内における開示・非開示の判断、開示手続等に服させることが適当であることから、同様に「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(イ) 「訴訟に関する書類」該当性について

審査会が実施機関に確認したところ、本件開示請求に係る上申書は、特定の刑事事件の関係書類として検察官に送致されており、実施機関ではその写しが保管されていたとのことである。

そこで、審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報、特定の刑事事件に関して審査請求人が作成した上申書の写しに記録された保有個人情報であり、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当すると認められる。

審査請求人は、当該事件は不起訴処分とされているため、本件対象保有個人情報を開示しても、関係者の生命身体の安全や生活の平穩を害するおそれはないなどと主張しているが、前記(ア)のとおり、不起訴記録は「訴訟に関する書類」に含まれ、その写しについても同様であると解される。

したがって、本件対象保有個人情報は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、条例30条の2に基づき、条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明